

**改正**

平成17年11月16日告示第57号

平成29年2月15日告示第67号

令和3年3月12日告示第77号

住田町飲料水供給施設整備事業費補助金交付要綱

(目的)

**第1** 町民が、安全で安定的な飲料水を確保するため、自家水道組合又は単独世帯が設置する飲料水供給施設の整備事業に対し、予算の範囲内で住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号）及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家水道組合 2戸以上かつ利用人員が100人以下の共同による飲料水供給を目的とした組合をいう。
- (2) 単独世帯 地理的条件やその他特別な理由で自家水道組合を組織することが困難と認められる単独の世帯をいう。
- (3) 飲料水供給施設 自家飲料水等を確保するために設置された取水施設、導水施設、浄水施設、滅菌施設及び配水施設等をいう。

(補助対象事業)

**第3** 補助金の交付の対象となる整備事業は、飲料水供給施設の全部又は一部の新設・更新又は補修（以下「飲料水供給施設整備」という。）とする。ただし、滅菌施設のない施設は、滅菌施設を整備するものとする。

(補助対象事業者)

**第4** 補助対象事業者は、町営簡易水道事業供給指定区域外にある自家水道組合又は単独世帯とする。

(補助の内容)

**第5** 補助対象経費は、飲料水供給施設整備に要する経費とし、補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 自家水道組合で補助対象経費を自家水道組合構成戸数で除した額（以下「1戸当たりの負担額」という。）が600,000円以下の場合は、当該補助対象経費の2分の1以内の額とする。
  - (2) 自家水道組合で1戸当たりの負担額が600,000円を超える場合は、当該補助対象経費の10分の7以内の額とする。ただし、1戸当たりの負担額から300,000円を控除した額に自家水道組合構成戸数を乗じて得た額を限度とする。
  - (3) 単独世帯の場合は、当該補助対象経費の2分の1以内の額とし、300,000円を限度とする。
- (申請の取下期日)

**第6** 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(前金払)

- 第7** 町長は、必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を前金払いすることができる。
- 2 補助対象事業者は、補助金の前金払いを請求しようとするときは、住田町飲料水供給施設整備事業費補助金前金払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
  - 3 前金払いを受けた補助対象事業者は、精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、住田町飲料水供給施設整備事業費補助金請求（精算）書（様式第5号）に事業実績書及び収支精算書を添えて町長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

**第8** 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補助の制限)

**第9** この要綱により補助金の交付を受けた補助対象事業者は、当該補助金の交付を受けた年度から起算して10年を経過するまでの間、再び補助金の交付を受けることができない。

(補則)

**第10** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表（第8関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	住田町飲料水供給施設整備事業費補助金交付申請書	第1号	1部	1月31日
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	

規則第6条の規定による書類	住田町飲料水供給施設整備	第4号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内
	変更（中止、廃止）承認申請書			
	1 事業計画書	第2号		
	2 収支予算書	第3号		
規則第13条第1項の規定による書類	住田町飲料水供給施設整備	第5号	1部	事業が完了した日から14日以内
	事業費補助金請求（精算）書			
	1 事業実績書	第2号		
	2 収支精算書	第3号	1部	

様式第1号（別表関係）

年 月 日

住田町長 様

申請者住所

申請者名



住田町飲料水供給施設整備事業費補助金交付申請書

年度において、飲料水供給施設整備事業を実施したいので、住田町補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

金

円

1 事業区分

2 工事概要

3 添付書類

計画書	1 工事施行場所の見取り図 2 設計書又は見積書 3 自家水道組合員全員の承諾書 4 自家水道組合の利用者名簿 5 組合規約の写し <u>（※単独世帯の場合は1、2及び「単独世帯」に該当する理由書）</u>
実績書	1 事業に要した経費の領収書（工事請負契約をした場合は契約書の写し） 2 施行状況の写真

収支予算 (精算) 書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	摘 要
負 担 金			
補 助 金			
そ の 他			
計			

2 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	摘 要
計			

住田町長 様

申請者住所

申請者名



住田町飲料水供給施設整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付 指令第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年度住田町飲料水供給施設整備事業の内容について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

区 分	1 変更	2 中止	3 廃止
内 容			
理 由			
備 考			

（注）添付書類（事業計画書、収支予算書）は、変更前と変更後を容易に比較できるように、変更前に係るものを（ ）書きで上段に記載すること。

住田町長 様

申請者住所

申請者名



住田町飲料水供給施設整備事業費補助金交付請求（精算）書

年 月 日付 指令第 号で補助金の交付決定の通知のあった 年度住田町飲料水供給施設整備事業が完了したので、住田町補助金交付規則及び住田町飲料水供給施設整備事業費補助金交付要綱により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	前金払受領済額	金	円
3	請求（精算）額	金	円

年 月 日

住田町長 様

申請者住所

申請者名

印

住田町飲料水供給施設整備事業費補助金前金払請求書

年 月 日付 指令第 号で補助金の交付決定の通知のあった住田町飲料水供給施設整備事業費補助金について、前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

前金払請求額 金 円

理 由